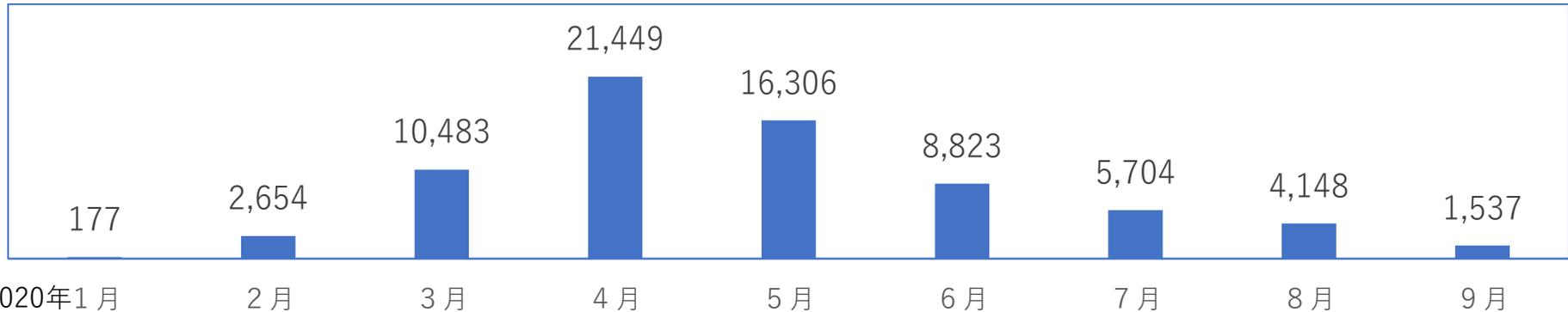


「新型コロナウイルス関連」の相談件数



主な相談内容

①マスク

- ・品不足、高価格（4月頃まで）
- ・送り付け商法（4～5月）
- ・ネット通販（4月～）

②旅行・宿泊関連、スポーツジム・ヨガ教室、結婚式場など

- ・解約、解約料
- ※旅行・宿泊関連（2～3月）
- スポーツジム・ヨガ教室、結婚式場（4月～）

③トイレットペーパー、消毒液、体温計

- ・品不足
- ・ネット通販
- ※トイレットペーパー（3月）
- 消毒液、体温計（4～5月）

④新型コロナウイルスに便乗した悪質商法

- ・個人情報や、キャッシュカード・銀行口座番号等の詐取（4～5月）
- ※特別定額給付金に便乗した手口（4月～）
- ※持続化給付金の不正受給を持ち掛ける手口（7月～）

（注1）本資料のデータは、2020年9月30日までのPIO-NET登録分。PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。「新型コロナウイルス関連」は、消費者からの相談の背景に「新型コロナウイルス」が関連していると思われる消費生活相談を対象としている。

（注2）「主な相談内容」は、国民生活センター「新型コロナウイルス関連の消費生活相談の概要（2020年1月～4月）」（2020年5月19日）および「新型コロナウイルス関連の消費生活相談の概要（2020年8月まで）」（2020年9月17日）をもとに作成。

● 持続化給付金の不正受給を持ちかける手口

きっかけ

- ・友人や知人から直接誘いを受ける
- ・友人や知人からSNSを通じて誘われる

誘い文句

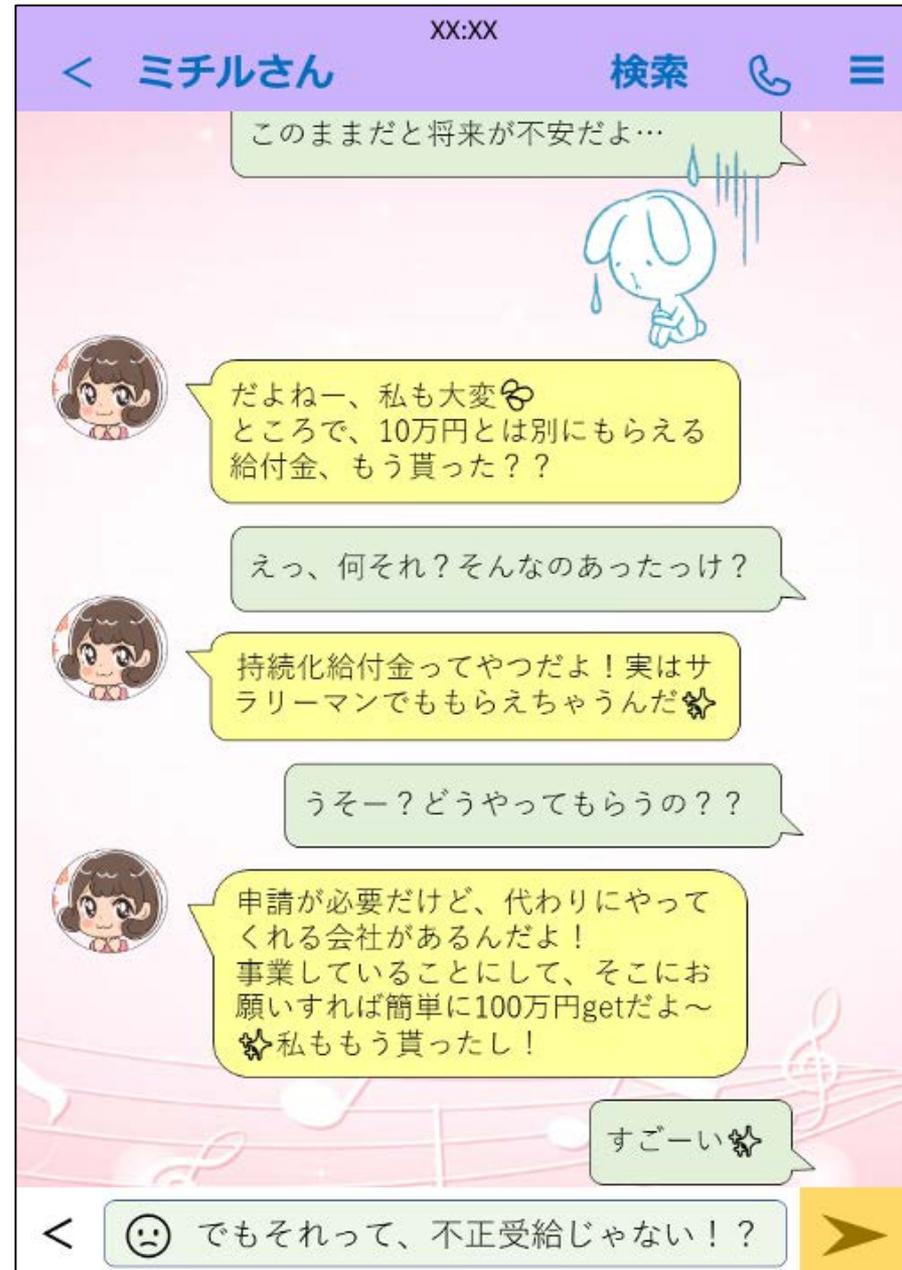
「サラリーマンでも無職でも、持続化給付金100万円が受け取れる」

「事業をしていることにして、申請を代行に行う会社にお願ひすれば持続化給付金がもらえる」など

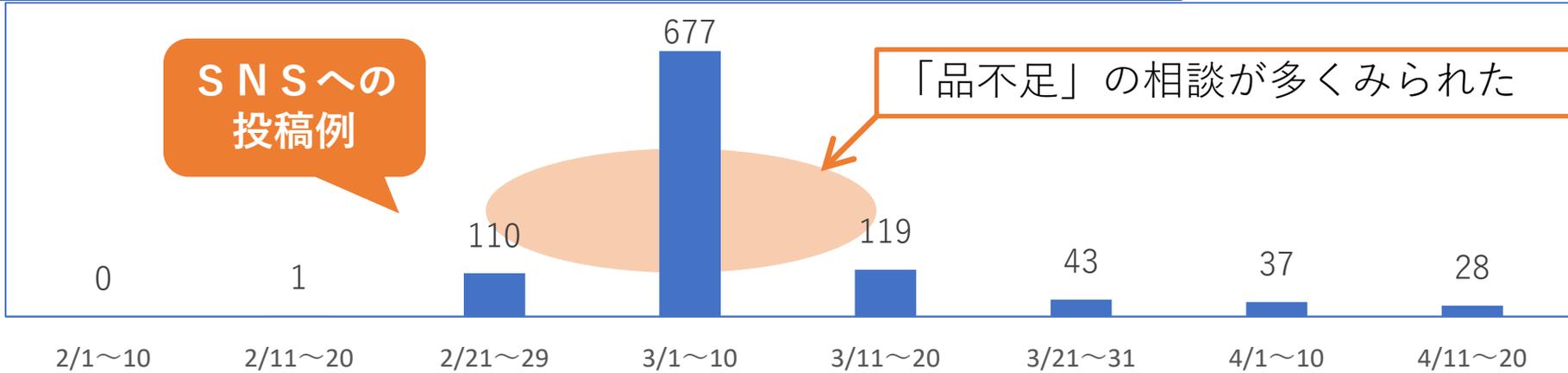
受給資格がない消費者へ
持続化給付金の不正受給を持ちかける

※持続化給付金は事業者（個人事業者も含む）
に対して支払われる

➡ **事業を行っておらず受給資格がないサラリーマンや学生、無職の人が、自身を事業者と偽って申請をすることは犯罪行為（詐欺罪）にあたる可能性も！**



「ちり紙類」に関する相談件数（新型コロナウイルス関連）



(注) 「ちり紙類」には、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュなどが含まれる

SNSへの投稿例

■ 不安・憶測を示す投稿（2月中旬頃～）

- ・海外（香港等）で、トイレトペーパーが買い占められている状況を取り上げ、「日本でも起こらなければ良いが。」といった投稿が複数。

■ 直接的な表現の投稿（2月下旬）

- ・マスクなどと同様にトイレトペーパーの多くが中国産であるために品薄になるとの投稿。（確認できたのはごく少数）

■ 店舗の品薄の状態を示す投稿（2月24日頃～）

- ・店舗のトイレトペーパーを販売する棚の画像を添付し、売り切れ状態であることを示す投稿が相次ぐ。

※第7回 消費者のデジタル化への対応に関する検討会（2020年6月23日）

資料1 「SNS等の安心・安全な利用環境実現のための取組み」（一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構）をもとに作成。

* 業界団体の呼びかけ（2月28日、3月2日）

- ・日本家庭紙工業会 「トイレトペーパー、ティッシュペーパーの供給力、在庫は十分にあります」



国民生活センター 公式LINEアカウント

LINE ID : @line_ncac



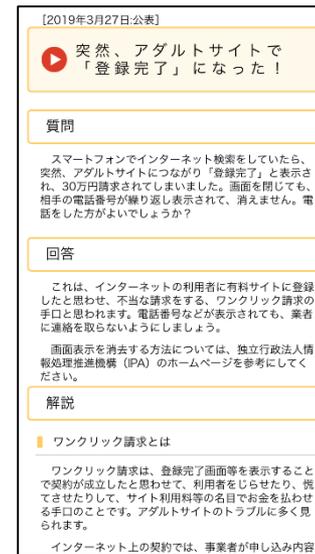
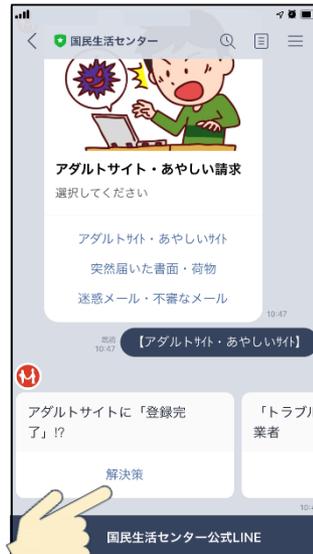
【QRコード】を読み取って「友だち追加」！

くらしに役立つメッセージをお届け！

ぽちぽち

チャットボットで身近な消費者トラブルを解決！

さくさく



QRコードからの登録方法

- ①  【ホーム】（画面左下）をタップ
- ②  【友だち追加】（画面右上）をタップ
- ③  【QRコード】（上部中央）をタップ

- ④ 【QRコードリーダー】が開きますので【QRコード】を読み込んでください

- ⑤  「国民生活センター」が表示されますので【追加】をタップ